

平成24年2月2日 (16:00)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
 災害救助専門官 日野 徹(内線2899)
 救助係員 石井 洋之(内線2819)
 (代表電話)03(5253)1111
 (直通電話)03(3595)2614

今冬期の大雪にかかる災害救助法の適用について (第4報)

1 災害の概要

青森県及び新潟県において、連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じていることから、青森県及び新潟県は災害救助法の適用を決定した。

なお、第3報までの降雪による災害救助法の適用と第4報の適用災害は同一のものとする。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【新潟県】 上越市(じょうえつし)	1月14日	連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。	
妙高市(みょうこうし)	〃		
長岡市(ながおかし)	1月28日		
柏崎市(かしわざし)	〃		
十日町市(とつかまちし)	〃		
糸魚川市(いとがわし)	〃		
南魚沼市 (みなみうおぬまし)	1月31日		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【青森県】 ※むつ市(むつし) ※横浜町(よこはま町)	2月1日 //	連日の降雪により、これを放置すれば住宅が倒壊するおそれが生じ、また、降雪による通行障害により車中に閉じ込められるなど、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じている。	

〈注〉※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置、障害物の除去 等